



那覇市緑化センターの屋上で緑化モデルを見学する市民のみなさん

みどりあふれる屋上へ

那覇市緑化センターで見本市

「屋上にみどりのオアシスを」をテーマに那覇市屋上緑化見本市が7月4日から13日まで那覇市緑化センターで行われました。

沖縄都市モノレールの開通にともない、これまで目につける機会の少なかった建物屋上の景観向上、建物内の防熱、



植木市には色とりどりの花木が並べられ、来場者の目を楽しませました

空気浄化やヒートアイランド現象の緩和による都市環境改善など、屋上緑化のもたらす効果に期待が寄せられています。そこで、屋上緑化について市民のみなさんにもっとよく知ってもらおうと見本市が開かれました。

期間中、同センター屋上では、ランタナ、コバノサンダンカ、マツバボタン、芝生などを植えた緑化モデルを公開、緑地部分とコンクリート部分に温度計が置かれ、防熱効果も確認できました。

植木市ではベンジャミナ、ケイトウ、ペゴニア、洋ラン、肥料などがところ狭しと並べられ、初日は苗木が無料で配布されました。

また、協賛団体、出展業者によって、屋内では、施工事例、施工技術、関係資料の展示や緑化相談、屋外では屋上緑化用の資材、施工見本などの展示も行われ、屋上緑化に関する知識を深めるよい機会となりました。



緑化見本を前に、出展業者から資材、施工技術などの説明を受ける来場者



見本

シックハウス対策について知っておこう

快適で健康的な住宅で暮らすためにシックハウス対策のための規制導入建築基準法改正が施行されました。

シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度を下げるため、建築物に使用する建材や換気設備を規制する法律です。対象は住宅、学校、オフィス、病院等、全ての建築物の居室となります。

改正
建築基準法に
基づく
シックハウス
対策の概要

1 ホルムアルデヒドに関する建材、換気設備の規制
①内装仕上の制限 ②換気設備設置の義務付け ③天井裏などの制限

2 クロルピリホスの使用禁止

新築やリフォームした住宅に入居した人の、目がチカチカする、喉が痛い、めまいや吐き気、頭痛がするなどの「シックハウス症候群」が問題になっています。その原因の一部は、建材や家具、日用品などから発散するホルムアルデヒドやVOC(トルエン、キシレンその他)などの揮発性の有機化合物と考えられています。「シックハウス症候群」については、まだ解明されていない部分もありますが、化学物質の濃度の高い空間に長期間暮らしていると様々な健康に有害な影響が出るおそれがあります。



お問い合わせ 建築指導課 ☎951-3244

住民基本台帳ネットワークシステム

住基ネット第2次サービス(8月25日から) 市民課 ☎862-3274

【住民票の写しの広域交付】
全国どこの市町村でも自分の住民票の写し(戸籍の表示を省略したもの)が取れるようになります。

- 申請は、申請書に自署し、住基カード又は運転免許証等(官公署発行の顔写真付き証明書)の提示が必要です。
- 住基カードがなくても申請・発行できます。
- 手数料は発行する市町村によって異なります。(那覇市は1枚につき300円です)
- 那覇市では本庁市民課と首里・真和志・小禄の各窓口で発行します。(新都心市民サービスセンターでは取り扱いません)
- 那覇市民が那覇市役所で広域住民票を取ることはできません。

【転入転出手続の簡素化】
引越の手続で窓口に行くのは転入時の1回だけで済みます。

- 住基カードの交付を受けていることが必要です。
- 前もって転出する市町村に郵送等により付記転出届を送付する必要があります。
- 転入手続の際に住基カードの提示と暗証番号による本人確認が必要です。
- 他市町村への転入手続が完了すると那覇市で発行した住基カードは無効になります。



住民基本台帳カードを希望する市民に交付します。

- 本庁市民課でのみ申請・交付を行います。
- 申請には印鑑・申請書と本人確認(官公署発行の顔写真付き証明書など)が必要です。
- 交付の際には、ご自身でのパスワード設定操作が必要です。
- 交付手数料は住基カード1枚につき500円です。
- 顔写真入りと写真無しのカードを選択することができます。(写真は持参してください。6か月以内に撮影した無帽・正面・無背景で縦4.5cm:横3.5cm)
- 顔写真入りのカードは公的な証明書として利用することができます。

古波蔵児童館(☎831-6786)

夏休み情報

8月7日(木)
人形劇、影絵などの劇団「かがし座」
沖縄ではめったに見ることができない楽しいショーです

8月16日(土)
Sケン大会

8月21日(木)～22(金)
児童館に泊まって思いでづくり
(クッキングも含む)

8月25日(月)～29(金)
夏休み宿題コーナー

その他
手作り教室 陶芸教室
絵画教室などを計画しています

◎日程や時間など、前もって電話で確かめてネ

平成15年度 那覇市小口資金融資 受付中

	資金使途	限度額	融資期間	年利率	保証料率	保証人
一般小口資金	運転設備 運転設備 運転設備 転業	750万円	運転・転業5年 運転設備・設備 7年以内、据置 6か月以内	2.25%	無担保 1.05% 有担保 0.95%	1人以上
特別小口資金 ※個人業者のみ	運転設備 運転設備	750万円	運転5年以内 運転設備・設備 7年以内、据置 6か月以内	2.25%	0.6%	不要

※法人については代表者1名が保証人となる。

＜融資の目的＞

・市内小規模事業における運転・設備資金にかかる融資

＜対象となる方＞

・業歴6か月以上(特別小口は1年以上)の小規模企業者(個人・法人)

＜申込み期限＞・平成16年3月31日

※その他詳細については下記までお問い合わせください。

商工振興課(新都心銘苅庁舎2階) ☎951-3212

ラジオ「那覇市民の時間」は毎週土曜日午後4:30～(RBC 738KHz)。みんなで聞いてね！！